

入札監理小委員会
第544回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第544回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年6月7日（金） 14：20～15：59

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 電子IPA稼働維持支援業務（独立行政法人情報処理推進機構）
- 総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務（総務省）
- 政府米の販売等業務（農林水産省）

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人情報処理推進機構）

総務部システム管理グループ 藤安グループリーダー

総務部システム管理グループ 福本主幹

総務部システム管理グループ 押尾主任

（総務省）

大臣官房企画課 サイバーセキュリティ・情報化推進室 大西室長

大臣官房企画課 サイバーセキュリティ・情報化推進室 前原課長補佐

大臣官房企画課 サイバーセキュリティ・情報化推進室 高木係長

細川総務省CIO補佐官

（農林水産省）

政策統括官付貿易業務課 小峰課長

政策統括官付貿易業務課 石橋米流通調整官

政策統括官付貿易業務課 齊官課長補佐

政策統括官付貿易業務課 福水係長

（事務局）

足達参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第544回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人情報処理推進機構の「電子IPA稼働維持支援業務」、総務省の「LANシステム更新整備及び運用管理業務」、農林水産省の「政府米の販売等業務」の実施状況及び事業評価（案）3件を審議いたします。

初めに、「電子IPA稼働維持支援業務」の実施状況につきまして、独立行政法人情報処理推進機構総務部システム管理グループ、藤安グループリーダーよりご説明お願いいたします。

なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○藤安グループリーダー はい。藤安です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、資料1を用いましてご説明をさせていただきます。平成30年度の「電子IPA稼働維持支援業務」の実施状況についてでございます。

まず、事業の概要ですけれども、本業務ですが、平成30年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、第1期目に当たります。

1つ目、委託業務内容でございますけれども、当機構にて運用している電子IPAシステムの安定運用のため、システム管理グループ職員を対象としたヘルプデスク業務と運用監視や課題管理等の定常業務を行うものでございます。

電子IPAシステムですけれども、電子決裁システム、文書管理システム、ユーザーID管理システムの3つで構成されており、当機構の業務運営に不可欠な基幹業務システムでございますが、平成14年度の導入であり、モダンなアーキテクチャは採用されておらず、安定運用に必要な体制を整えるため、同システムに深い知見を持つ技術者による支援が必須となっております。

2番目、本件の業務委託期間ですけれども、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

3点目、受託事業者ですけれども、株式会社日立システムズさんになっております。

4点目、実施状況評価期間、こちらは業務委託期間と同じ1年間となります。

ページめくりまして、5点目、受託事業者決定の経緯ですけれども、入札参加者、1者でしたが、こちらから提出された提案書について審査した結果、評価基準を満たしておりました。

また、入札価格についてですけれども、予定価格の範囲内での応札であり、総合評価を行ったところ、日立システムズが落札者となっております。

続きまして、達成すべき質の達成状況及び評価について下の表でご説明いたします。

項番1ですけれども、仕様書記載のヘルプデスク業務と定常業務を適切に実施することという指標に対しまして、ヘルプデスク業務は実施期間中の対応について適切に実施されました。また、定常業務については項番2の電子IPAシステムの稼働率及び項番5の電子IPAシステム運用上の重大障害件数、いずれも想定指標を満たしているということから適切に実施されており、左記指標の目標を達成していると評価しました。

項番2ですけれども、システムの稼働率99%以上という指標に対しまして、評価ですが、障害等による予期しないシステム停止はゼロ回ということで稼働率100%で目標達成していると評価いたしました。

項番3番目、障害対応時間ですけれども、こちらは実施期間中の障害発生件数がゼロということで該当事例がありませんでした。

項番4、セキュリティ上の重大障害件数ですが、実施期間中の情報漏えい事案発生件数はゼロ件ということでこちらも指標の目標を達成していると評価いたしました。

5番目、電子IPAシステム運用上の重大障害件数、こちらも期間中の重大障害件数はゼロ件でありまして、左記指標の目標を達成していると評価しております。

次のページに参りまして、6番目、目標復旧時間ですけれども、こちらも実施期間中のシステムの障害に起因する業務停止は発生せず、復旧作業はゼロ回であり、目標を達成していると評価いたしました。

続きまして、実施経費の状況及び評価でございます。

まず、1点目、平成30年度の本業務の契約というところで8,750円を記載しております。こちらは時間単価による契約ということでして、月ごとの実績精算を考慮しますと、年間経費が年間作業時間1,469時間をかけまして1,285万3,750円という結果でございました。

続きまして、評価ですが、前回、平成29年度ですけれども、こちら同じく時間単価8,750円の契約でございました。こちらも年間経費に換算しますと、年間作業時間が1,521時間ということで1,330万8,750円という結果でございました。

市場化テストの実施前と比較しまして時間単価自体には変化はございませんでした。

年間作業時間については前回より52時間の削減となっています。年間作業時間の削減により年間経費も前回契約と比較して45万5,000円の削減となりました。

この作業時間削減の要因ですけれども、次の章でご説明しますが、定例作業の効率化を

実施したことによります。平成30年度は組織再編により大量の人事異動がありましたが、年間作業時間を削減することができました。

以上から、前回契約より時間単価によるコスト削減はできませんでしたが、年間作業時間の削減によりコスト面では一定の効果があったと評価しました。

続きまして、民間事業者からの提案による改善実施事項等についてご説明いたします。

1点ですが、定例作業の効率化としまして、当機構からの依頼に基づき実施する人事異動反映等の定例作業について作業手順の見直しや確認に利用するツール類の改良による作業結果の確認を容易にするとともに作業の効率化を実現しております。

ページめくりまして、続いて全体的な評価でございますが、達成すべき質の達成状況について測定指標を達成しているものの、本業務が一者応札となった点については課題として残ったと判断しております。

実施経費については45万5,000円の年間経費削減となりました。

一者応札になった要因としましては、電子IPAシステムが運用開始より15年以上経過し老朽化したシステムであること、あと、当機構向けにフルスクラッチに近いカスタマイズを施していることにより他者の参入は難しいことなどが挙げられます。

最後に、今後の事業ですけれども、まず、民間競争入札実施事業としての事業実施は良好な状況にあると認められます。

以下、まとめますと、1点目としては、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等を行ったりした事実はありませんでした。

2点目として、達成すべき質として設定した項目に対する実施状況について良好なサービスが達成されました。

3点目として、入札に当たっては一者応札となりましたが、これまで実施してこなかった入札説明会の実施やシステムの資料閲覧、公告期間の延長など対策を行っており、今これ以上の対策は難しいといった状況でございます。

令和元年度の事業の実施要項については、現在の実施要項の内容を継承しております。

なお、この電子IPAシステムですけれども、令和元年度末を目途に運用を停止し、次期システムへの移行を実施する予定です。

次期システムへの移行に当たっては、一連の運用作業を当機構職員のみで対応を可能とすべく必要な機能や運用体制等の検討を実施しました。

その結果、本業務による技術支援等を必要とせず、広く利用されているパッケージソフト

トを導入することになったため、本業務の調達は令和元年度をもって終了とする方針です。

ご説明は以上となります。

○井熊主査 はい。ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして総務省より説明をお願いいたします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 はい。それでは、資料A-1をご覧ください。

1項目、事業の概要等、これは先ほど機構で説明いただいたので、省略いたしますが、一番最後の説明がなかった部分のところで選定の経緯というのがございます。この事業は、平成23年度、国の行政情報ネットワークシステムの運用業務が一律に選定され、翌年、独立行政法人まで対象範囲が拡大されたことに伴いまして、平成24年度の基本方針において本事業は選定されたものであります。

II評価でございます。1項の概要を述べます。市場化テストを継続することが適切であるということでございます。競争性の確保において課題が認められ、改善が必要であるという結論でございます。

その検討といたしまして、送っていただきまして、2ページの（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価、これも先ほど機構で説明がありましたとおり、1項から6項まで内容としては評価できるものであるということ適切に履行されているということでございます。

それから、その下の民間事業者からの改善提案ということで、これも先ほどご説明がありましたとおり、作業手順の見直しとか、確認に利用するツールの改良などによって効率化ができたということでございます。

3項、実施経費につきましては、これも先ほどご説明があったとおりでありまして、3ページ目をご覧くださいと、一覧に書いてございます。市場化テスト以前ということで、平成29年度年間経費としては8,750円掛ける1,521時間ということで1,330万、30年度につきましては時間が1,469時間ということで1,285万ということで、削減額としては45万5,000円の削減ができているということでございます。

（4）の選定の際の課題に対する改善ということで、この事業に関しましては運用業務というのが一律に選定されたものであります。競争性の課題を内在しております。今期の市場化テストにおいてさまざまな改善を行ったのでありますが、結果としては一者応札となったということで課題が残ったということでございます。

その一者応札の要因については、15年以上前の老朽化システムであるということと、ソフトウェアが機構向けにカスタマイズされていることから他者が参入できないということと機構は分析しております。

機構においては、これまでの運用業務ノウハウを蓄積するとともに、次々期、令和2年度4月以降でございますけれども、この3システムについてはパッケージソフトを導入することによりまして、機構職員みずからが運用維持を行えるようにして、民間による維持支援業務を廃止することとしているということでございます。

評価のまとめです。経費削減については46万（約3%）の経緯削減が認められたということです。それから、民間事業者の改善提案についても、人事異動反映等の定例作業の作業手順見直しや確認に利用するツール類の改良などということで、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上や事業目的の達成に貢献したものと評価できます。

最後、業務の実施に当たりまして、確保されるべき達成目標として設定された質については水準を満たしているということです。

一方で、平成30年度においても一者入札が続いたということで、その点について課題が残るということです。

今後の方針といたしましては、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるということであります。

ただ、令和2年度4月以降においては、機構は新しいシステムを導入・稼働させる予定でありまして、システム構築段階において業務を機構職員のみで行えるように工夫することによって民間による事業を廃止する予定ということでございます。

事務局からは以上でございます。

○井熊主査 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

やっている内容と状況はわかったんですが、ちょっと1つ質問、あるいは意見を聞かせていただきたいんですけど、時間単価で契約していますよね。そうすると、この稼働維持支援業務というのは、よくあるのはそれぞれの業者の方が慣れてきて効率が上がる、あるいは同じ工数がかかるにしても自動化する、いろんな方法で経費の削減という効果が出てくるんですけど、これだと時間そのものなので、トータルじゃないから、そこについての

入札、あるいは応札をする業者側の努力というのものはどういうふうに反映するというのがちょっと難しい、反映するのが難しいのかなという感じがするんですけどね。その辺どういうお考えですかね。何か可能性、あるいは何らかの効果を示すような策があるのかどうかというのを教えていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○藤安グループリーダー はい、ありがとうございます。

まず、単価契約としている前提ですけれども、この業務自体がヘルプデスクなどの業務といったところで、その性質上、作業件数を事前に提示するというのがなかなか難しいところがございます。ですので、考え方としては、例えば、複合機等の調達のように単価契約で実際かかった経費といったところで行うといったことで実施させていただいております。あとは、こちらの作業実施したものに対しては毎月状況を確認して、もちろん作業内容は報告を受けながらシステム管理グループで管理しているんですけども、そういったところから過剰な無駄な支出とか、そういったところは抑制していると思っていますし、今期も業務改善というところに、できるところで取り組んでもらって一定の効果が出ているというところで業者からの技術提案というところ、そこを阻害するような形にはならないような形で、運用面でフォローしているといったところになるかと思います。

○大山専門委員 ありがとうございます。そういう説明、それでわかるんですが、いわゆる出来高払いですよ。ということは、新たに参入しようとするところにとっては、一体どれぐらいの費用というか、人員をどう配置すればいいのかも含めて難しいんじゃないかという気がするんですよ。そういう点について、この先のことでも結構なんですが、やはりこういう時間単価で契約するのが有効だというふうにお考えか、それともそうじゃないということであれば、ほかのところ、あるいは別の言い方をすると、ほかの調達しているところに、政府側の組織に対してもこっちのほうがいいよということをご主張になるかどうかなんですけど。トライアルとしては非常におもしろいんですけど。

○藤安グループリーダー そうですね。なかなか運用業務というくくりでいくと、どっちが正解というふうに一律には言い切れないのかなと思っております。我々のこの業務があくまでもパッケージ製品の運用というところに特化しているというところ、やる内容はある程度見えているんですけども、ボリュームが見えにくいと、要は、去年は人事異動、たまたまですけども、組織再編ということがありまして、かなりのデータの処理というものをやってもらっています。そういったなかなか数字で読めないところもあるので、本件については単価契約という形でこれまで実施してきたということで、じゃ、今後類似の案

件が出てきたときにはやはりその業務の性質を見きわめて、おっしゃるとおり、単価契約でさまざまなことを単価でやらせようとする、その単価が適切かどうかというのはなかなか読みにくいところはあると思います。業者側も一定の金額の中で運用せよと言われたほうが受けやすいようなケースもあるかなと思います。本件は常駐も求めていなくて、業務が必要なときに来てもらってやってもらうというスタイルでやっているということから、単価契約が本件に関しては適切だったかなというふうに考えます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○関野副主査 平成30年度の今回の評価については、今現在やっているの、結論としてはいいと思うんですけど、今後のところで、15年以上前にフルカスタマイズされたものを汎用ソフトに変えますよ、ご自身で運用しますよということですよ。フルカスタマイズしたにもかかわらず、汎用ソフトが突然出てきたんですか。それともその時は気づきはしなかったのかなというのが1つの質問です。

○藤安グループリーダー はい、ありがとうございます。こちらはやはりフルカスタマイズして我々機構職員にとってはとても使いやすいシステムと、慣れ親しんでしまっていると、かゆいところにもわりと手が届いているシステムということで、それが原因で15年以上手放すという判断ができなかったというか、遅れてきたということになります。

ただ、本年度をもってシステムを停止するというところで、課題としてはずっと認識しておりまして、1年でこれを決めたというわけではなくて、これまでも検討してきて、パッケージ製品にすることでこの運用コストを削減できるんじゃないかということでパッケージ製品の業者とかとヒアリングなどをしてきました。ようやく入札という形にこぎつけることができましたので、本年度、まさしく今入札期間中なんですけども、パッケージ製品の調達というところを行っているところでございます。

○関野副主査 その次に、今度汎用ソフトを使いますよね。そのときの、文章管理システムとか、そういうものでしょうけども、故障とか、またはそれこそヘルプデスク的なものを業者さんと運用込みの契約をなさるということによろしいんでしょうか。

○藤安グループリーダー はい。運用という視点ではあまり考えておりませんでして、パッケージ製品の通常の保守サポート、もちろんヘルプデスク、使い方どうなっているのかとか、不具合があったときには問い合わせをして対応してもらうだとか、あと、パッチとかのリリースもしてもらって、それを場合によっては適用作業もしてもらうとかといった、あくまでもパッケージ製品の保守サポートという形で対応してもらう予定です。

それ以外の運用部分についてはこれもパッケージソフトの備えている機能とマニュアルや教育もしっかりやってもらうことにしていますので、これを職員側で対応するというふうに考えておりますので、運用を委託とか、請負でお願いするという感じでは現在の入札では考えておりません。

○関野副主査 多分Q&Aとかを作って配るのでしょうか、システムの担当を決めておかないとうまくいかないんだろうと思うんですけど、その人件費等は今言った時間単価と比較して安くなる可能性があると思っているということによろしいんですね。

○藤安グループリーダー はい、そのとおりでございます。今のまさしく契約でいきますと、今の時間単価でSE単価にどうしてもなってしまうております。これは職員の時間単価に比べても割高になっておりますので、そういった面でもコスト削減は図れるというふうに判断しております。

○井熊主査 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

これは第2期で廃止ということなのですが、頑張ってもう1回公募にかけてみようということですね。そのときに何か次の公募で少しでも競争性を改善するというアイデアとか、何かありますか。

○福本主幹 第2期につきましては、競争性の確保の観点ではわりとアイデアが出尽くしている感がございまして、ただ、一方で何も手を打たないということもあり得ませんので、まず、公告期間を40日から50日に今回は延長して第2期の調達をさせていただいております。

○井熊主査 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかよろしいですか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 はい。それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(独立行政法人情報処理推進機構 退室)

(総務省 入室)

○井熊主査 はい。それでは、続きまして、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施状況につきまして、総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ情報化推進室、大西室長よりご説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いします。

○大西室長 今ご紹介いただきました大西でございます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

本日ご審議いただきます「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」につきましては、公共サービス改革基本方針別表におきまして民間競争入札の対象として選定されたものでございます。

本日の事業の事業期間につきましては令和3年3月までとなっております。

今日この委員会でご説明申し上げる趣旨としましては、本年度私ども次期総務省LANの更新整備に係る手続を開始する予定でありますけれども、その事前の手続として現行LANの実施状況につきましてご審議いただく必要があるということでございまして、その機会をいただいたということでございます。

実施状況のご説明に入ります前に、まず総務省LANシステムの特徴につきまして簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

総務省LANシステムにつきましては、総務省の職員がその業務を実施するための基盤となるシステムでございまして、政府共通ネットワークへの唯一の接続点となるシステムであります。政府共通ネットワークを経由して政府共通プラットフォームに、また、インターネットへの接続もしているシステムでありまして、約50強の個別業務システムが接続されるなど、総務省における情報システムの中核をなす基盤システムとなっているところでございます。

また、総務省LANは、全国78拠点を結ぶネットワークでございまして、約7,000のユーザーが利用していると、極めて重要なシステムになってございます。

そのため、総務省LANシステムの運用におきましては基幹業務を含む全職員の業務の停滞を招かないよう、高い安定性と安全性が同時に求められておりまして、レスポンスの低下などの不具合ですとか、情報セキュリティ事故が疑われる場合には、特に迅速かつ的確な危機対応が必要になってまいります。

さらには総務省自体が政府情報システムですとか、情報セキュリティに係る業務を所管

しているということもございまして、その足元の情報システムとして万全を期さなければならぬという特性があるところでございます。

それでは、お手元の資料2に基づきましてご説明申し上げます。

初めに、事業の概要でございますけれども、現行の第4期総務省LANシステムにおきましては、東日本大震災での経験を踏まえた業務継続性の確保ですとか、高度に複雑化するサイバー攻撃に対応するための情報セキュリティ対策の強化、行政のICT化の推進等の観点から、提供するサービスの種類ですとか、質が向上しておりまして、運用業務の質、量ともに第3期総務省LANシステムと比べまして増加しているところでございます。

(1)の業務内容でございますけれども、アとして、機器等の更新整備にかかわる業務とイの運用業務にかかわる業務がございまして、

更新整備にかかわる業務につきましては、総務省の全職員がLAN端末を利用してメールの送受信、共有ファイルの利用、インターネット接続等のサービスを利用する総務省LANシステムを更新整備するための業務でありまして、設計、構築、試験、移行を行ってまいりました。実績として開発につきましては、行ってございません。アプリケーションプログラムは、既製品の市販されているソフトウェアプログラムでございます。

また、運用業務にかかわる業務につきましては、総務省LANシステムの安定した稼働を確保するために、保守並びに運用、教育の業務がございまして、運用につきましては、基幹業務をはじめとする各種業務の停滞を招かないように、高い安定性と安全性を確保するために日常的な稼働状況の監視ですとか、ヘルプデスクの業務のほか、レスポンス低下などの不具合や情報セキュリティ事故が疑われる場合に迅速かつ的確な対応を行うといったことが内容となっております。

また、教育面につきましては、省内の部局運用担当者、主管係向けに本省での集合研修ですとか、ウェブ会議を活用した地方拠点向けの教育を実施しております。また、各種の手順書を整備しまして業務の効率化を図っているところでございます。

保守につきましては、ソフトウェア、ハードウェアの保守を行っておりますが、先ほど申し上げたとおり、開発したアプリケーションプログラムはございません。

次に、契約期間でございます。平成28年4月14日から令和3年3月31日までの5年間となっております。

受託事業者は新日鉄住金ソリューションズ株式会社、現在の日鉄ソリューションズ株式会社となっております。

受託事業者決定の経緯でございますが、2 ページ目になりますけれども、一般競争入札、総合評価落札方式によりまして1 者の応札があり、受託事業者を決定したということでございます。

続きまして、2 として、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。

年次、月次報告によりまして業務が適切に実施されていることを確認しております。

総務省LANの稼働率につきましては、こちらにございますように99.999%となっております。測定指標が99.90%以上となっておりますので、目標をクリアしているということでございます。

セキュリティ上の重大障害につきましては、情報漏えい等1 件もございません。ゼロ件でございます。

3 ページになります。システム運用上の重大障害の件数につきましてもゼロ件でございます。

ユーザーの利用満足度調査は平成29年度と平成30年度に部局運用担当者、平成29年度89名、平成30年度は90名を対象に調査を行いまして、その結果、平成29年度は87点、平成30年度は89点という結果でございます。

次に、3 実施経費の状況及び評価でございます。実施経費は平成28年4月から令和3年3月まで5年間で税抜きで80億円となっております。

4 ページになりますけれども、経費削減効果及び評価につきまして、①としまして市場化テスト第1期の実施経費との比較では約23億円の増となっております。経費の増加につきましてはIT国家創造宣言などの政策に従いまして特に安定性・安全性を重視したセキュリティ対応チームの拡充ですとか、業務継続性の確保から、ディザスタリカバリサイトの拡充・整備、また、庁舎勤務に依存しない業務スタイルの確立に向けたテレワークの推進、そして、無線LANですとか、ウェブ会議等の利活用、業務改革の推進のために増大する電子データに対応するためのファイルサーバ設備の拡充、総務省本省並びに地方拠点への無線LANサービスの拡充など、新たな投資を行ったことによるものでございます。

②としまして、市場化テスト前の実施経費との比較では約30億円の増となっております。経費の増加につきましては、東日本大震災などの大規模災害発生時を想定した基幹業務の事業継続を目的としましたディザスタリカバリサイトの整備ですとか、総務省内でのウイルス感染事案を教訓としましたセキュリティ対策の強化のほか、先ほどご説明申し上げました市場化テスト第2期でのさらなる整備・拡充の基となる機能追加等を行ったこと

によるものでございます。

総務省は情報通信を主管しておりまして、職員の行政事務の基盤でございます総務省LANを積極的に整備し、その機能を強化・追加していることもございまして、経費も増大してきているところでございます。

総務省LANの機能整備に伴いまして、システムの稼働状況の監視、機能品質維持のための設定変更ですとか、情報セキュリティ管理業務及び利用者からの問い合わせ対応などの運用役務に関する業務が広範囲かつ複雑となっており、その業務量も増加しておりますけれども、運用手順の整理ですとか、手順書の整備による可視化など効率的な業務運営を図ることによりまして運用体制での要員の増加をすることなく同じ人数での運用を行っており、運用役務費用につきましては市場化テスト前と比較して月額700万円、41.7%を削減しているところでございます。

続きまして、5ページですが、4 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等につきましてご説明いたします。

民間事業者から1つとして利便性の向上、2としてセキュリティの強化といった点で改善提案がございました。

利便性の向上としましては、省内でのペーパーレス化をさらに推進するために、複合機に備わっている液晶パネル表示速度の調整ですとか、スキャナでの取り込み解像度を業務に支障のない程度に粗くして標準設定とすることで取り込み時間の短縮、ファイル容量の削減を実現いたしました。

また、場所にとらわれない働き方をさらに推進するというところで、自宅などでのテレワークにおきまして省内で利用している貸与端末と同様の設定を自動的に引き継げるよう、例えば、端末にログインした際に必要となる設定の読み込みの自動化によりまして職員が手動で設定変更を行う煩わしさの軽減など、継続的な改善が行われているというところでございます。

セキュリティの強化といたしましては、職員が作成する電子ファイルに自動的に作成者情報等を保存しないよう、標準設定を変更するということによりまして意図しない情報漏えいですとか、攻撃の糸口になり得る個人情報の漏えいリスクを軽減し、セキュリティリスクの低減につなげております。

次に、5 全体的な評価についてご説明いたします。

本事業につきましては、市場化テストの対象事業として、平成24年度から28年度ま

でを第1期、平成28年度から令和2年度までを第2期として実施してございます。

6ページになりますけれども、事業実施期間中における法令違反行為等はなく、確保されるべきサービスの質の達成目標、経費削減の点での効果につきましてはそれぞれ、2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価と3 実施経費の状況及び評価でのご説明のとおりでございます。

このように実施要項において設定したサービスの質は確保されておりまして、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理等業務」につきましては総務省LANの利用者である職員への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと考えております。

最後に、今後の事業でございます。全体的な評価のとおり、結果的に一者応札でございます。競争性の確保から、要件の緩和ですとか、情報の開示及び広報等を通じて応札見込みのある事業者の拡大を図りましたけれども、応札見込み事業者の経営判断により応札が見送られているということを確認しております。

今後の事業、次期総務省LANの調達に当たりましては、民間事業者のさらなる参入促進のため、市場化テストを継続することとしたいと考えております。その際には市場化テスト第2期の実施要項（案）のご審議の際にご意見をいただいたことですとか、先の入札不参加者に対するヒアリングの結果も踏まえまして、ヘルプデスクやコールセンターの機能を提供する運用管理及び受付窓口の部分を分割し、調達することを検討したいというふうに考えております。

私の説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）につきまして、総務省より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いします。

○事務局 はい。それでは、資料B-1に基づき評価（案）を説明いたします。

まず1ページ目、Iの事業概要等でございますが、総務省から説明がありましたので、割愛させていただきます。

IIの評価について説明いたします。結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適切と考えております。

以下内容について申し上げます。

2 ページ目をごらんください。確保されるべき質の達成状況ですが、LAN の稼働率など各項目で設定した基準を全て満足しており、目標を達成しております。

続いて、3 ページ目、民間事業者からの改善提案ですが、表には一例を記載しておりますが、総務省の資料にもありましたとおり、利便性の向上及びセキュリティの強化について6 点改善が実施されております。

(3) の事業経費につきまして、まず、経費の構成としては、1 年目に更新するシステムの設計・構築費用、2 年目から4 年間は機材の保守・回線費用等運用経費になっており、従来経費と比較して約30 億、60.4%増加しております。これは新たに追加したLAN システムの更新のための設計や構築のための費用と機材の保守、大容量・高速化された通信回線のための費用であり、追加した業務を控除した運用役務費用を従来経費と実施経費と比較すると約41.7%の削減となっております。

4 ページ目をお願いします。(4) の評価のまとめでございます。先ほど申し上げましたが、民間事業者の改善提案につきまして、利便性の向上、セキュリティの強化が図られ、民間事業者ノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきまして全て目標達成していると評価できます。

実施経費につきましても、経費削減が図られて公共サービスの質の向上、経費の節減の双方の実現が達成されたものと評価できると考えております。

一方、応札者数について一者応札となったことから競争性の確保の点について課題が認められたということです。

最後に、今後の方針でございますが、競争性の確保について課題が認められ、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することが困難です。次期事業においては競争性の確保について検討を加えた上、引き続き、民間競争を実施することにより民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの維持向上及び経費の削減を図っていくことが必要であると考えております。

以上です。

○井熊主査 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見・ご質問のある委員の方はご発言願います。はい、どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。少しお聞きしたいんですけども、評価の

市場化テスト実施前との比較のところ、4 ページのところの最後に業務量は増えていきますと、実際に業務量は増えているんだけど、運用体制は同数で行っていると。これは理解できるんですが、その際に同数で行っているにもかかわらず、運用役務の費用が大きく削減していますというふうに書かれています。これは普通に考えると、例えば、ランクを下げるとか、いろんなことをして人件費を下げているようにも見えるんですが、もしそうではなくて、実際に運用体制そのものも実際の人員も働いている人も変わらないということになると、なぜこんなにも人件費、運用役務費を削減できたかというのが少し疑問で、もしかすると、実際に機器整備の費用、全体の割合からすると、機器の運用、保守とか、そっちのほう明らかに高額になっているので、ここに算出はされているけれども、実際の利益はほとんど向こう側というか、機器でとって、ここはいわゆる利益のない、見かけ上何となく減らした額を算出して出しているのではないかということに危惧をしまして、もしそうなるすると、今後いわゆる役務とか、ヘルプデスクのところを切り出すということを考えたときに、その部分について適切な費用を見積もれないのではないかと。つまり、もし今現在ここはほとんどもうけがない、逆に機器のところにもうけているから、それでトータルでもうけていますよね、みたいな話になってくると、分割をしてここだけを、例えば、切り出した場合に、そこで利益が上がらないわけですから、この費用だと利益が上がらないわけですから、分割発注したときに結局この費用が上がってしまうみたいなことになりかねないかなと思っております、この部分の算出根拠みたいなものというのは何か実際に検証されたとかいうのはあるのでしょうか。

○大西室長　こちらは先ほどちょっとご説明申し上げましたけども、運用手順書の作成による可視化を行って体制の見直しを、工夫を行っていったということをごさいます、具体的にはどういう形で積算したか、補佐から補足説明をします。

○前原課長補佐　私からお答えいたします。このように運用手順の整理、見直し、可視化などを行うことによって要員のスキルレベルというか、今まで例えば上級SEとか、一般SEでやっていたところを可視化することによって初級SEだったりとか、そういうふうな充てる人員の見直しをされたというところをごさいます。それによって単価が変わってくるかと思っておりますので、その費用になると思っております。

○小尾専門委員　わかりました。そうすると、実際にその運用を担当する人たちのスキルについては総務省内でも把握をしていて、実際にそこそこというか、そのような方であれば運用ができるレベルになっていると、いろんな周りの整備に合わせてそういう形になっ

ているということはご確認されている。

○前原課長補佐 はい、そうです。

○小尾専門委員 ということは、今後もし切り出す、何かを別に調達するような場合にそこを担当する方々のレベルというのは適切に見積もれるという状況にはあると。

○前原課長補佐 はい、そのとおりでございます。汎用性の高い部分を切り出そうと考えておりますので、そういう意味でも適切に見積もりができるのではないかと考えております。

○小尾専門委員 はい、ありがとうございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。はい、どうぞ。

○関野副主査 お聞きしますけれども、今総務省LANとしては4期目だという話だったんですけど、1期目から全部1者というか、同じ業者がやっていて、その保守運用も今現在やっているのでしょうか。

○前原課長補佐 はい、同じでございます。

○関野副主査 ということは、自分でつくって自分で保守している、だから、一番経済的ではあるけれど、一者応札が続くということにはなるわけですか。

○前原課長補佐 今回第4期の総務省LAN、市場化テストの第2期になりますが、こちらが結果として一者応札になったということでございます。市場化テスト第1期の、第3期総務省LANにつきましては二者応札だったところでございます。

○関野副主査 継続するのはしようがないと思うんですけど、ずっと一者応札だということが課題、競争性という問題に課題があるだろうというご認識で、後から少し分けましようかという話だと思っておりますけれども、基幹をつくった方がずっと持っていて、それを後から保守だけ分けようという、ちょっと参入が難しいように思えます。どちらが経済的なかなとちょっとわからないですよ。経験もあるし、内容もわかる、システムの中身もわかっているし、多分経済的に一番最も効率的な保守にはなるんじゃないかなと思うんですけど。

○前原課長補佐 そういう意味では、運用の中でもその窓口業務とか、ヘルプデスクとか、コールセンターといったところでしたら、汎用性が高められるというところで考えておりますので、汎用性が高いところでしたら応札者も増えるのではないかと考えているところでございます。

○関野副主査 開き直ってつくってもらって保守運用は別にしますと初めから、次期のと

きで構いませんけど、宣言することはできないですか。つまり、あなたには応札は認めませんというような応札制限をかける、保守運用に関してですけど。

○大西室長 今機器の整備、設備の整備と一体として保守運用することによる効率性を重視しているのと同時に、現状の我々の体制におきまして、制約のある中でどれだけ調達に伴うコスト等の効率化を高めていくのかという観点から、現状では現時点、設備の整備と保守・運用を一体として調達を行いたいというふうには考えてございます。

そうした中でも、先ほど補佐からもお話がありましたけれども、やはり汎用性が高く、民間企業の創意工夫が生かせる部分として運用の窓口業務につきましてはそこを分割することによって参入の機会を増やしていくということを今検討しているところでございます。

○関野副主査 最終的にはどちらかが経済的というか、効率的かということだろうと思うんですけど、そうですね。まあ、大きなシステムなのだろうから、つくったところに保守してもらうのが多分経済的なのかもしれません。

○井熊主査 これはずっと1者が続いているんですけども、前回までは一応複数者応札は成り立っていたのが今回1者になってしまったという理由をどうやって分析されていますか。

○大西室長 私どもがヒアリングした際にシステム構築事業者からは、高い関心はあるんですけども、自社の他案件等の兼ね合いから提案する際の工数とか時間をかけて失注したときのリスクを考えると、経営判断としては応札できなかったという旨の複数回答があったということでございまして、今回そうしたコメントも踏まえまして、繰り返しになりますけれども、運用の窓口機能の部分を切り離すことによって参入する機会を増やしていければというふうには考えております。

○井熊主査 次に向けてということ。

○大西室長 ええ、次に向けてですね。次期のLANですね。

○井熊主査 はい。

ほかよろしいですか。

非常に大きなシステムなんですね。こういうものに対して競争環境が維持されるということは大変重要なことかなと思っていますので、次期に向けてもこれは審議の対象とするようなご意見もありましたので、ぜひこれまでの経験を生かして次期以降必ず競争環境が発揮できるような、そういうようなご条件を整備していただければなというふうに思いま

す。

ほか意見ございますか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思いますが、事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 ありません。

○井熊主査 はい。それでは、事務局におかれましては、本事業の審議を踏まえ、継続するという方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（総務省 退室）

（農林水産省 入室）

○井熊主査 では、続きまして、「政府米の販売等業務」の実施状況につきまして、農林水産省政策統括官付貿易業務課、小峰課長よりご説明お願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いします。

○小峰課長 農林水産省政策統括官付貿易業務課長の小峰でございます。本日はよろしくお願いたします。

私どもは平成23年度から政府所有米穀の販売等業務につきまして民間委託先を公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームによりまして選定してきたところでございます。その後、毎年本委員会におきまして実施要領をご審議いただいた上で受託事業体の選定入札を実施してまいりまして、それぞれの年度において複数者、実際3者ですけれども、受託事業体と契約を締結し、事業を実施させていただいております。

今回は平成26年度契約分の事業につきまして実施状況を取りまとめましたので、評価をお願いいたしたいと思っております。

平成26年度の報告書につきましては、確保されるべき質に係る目標について達成しているか、民間事業者の創意と工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか、経費の削減の点で効果を上げているかの観点から作成したものです。

また、26年度契約分におきましては、昨年一部の受託先の事業者におきまして関係法令に違反をするという不適切な事案が発生してしまいました。当省としましては直ちに当該事業者及び委託先の受託事業体に対しまして業務改善を命じるとともに、再発防止策を講じさせてきたところでありまして、当該事業者については実施要領の規定に基づきまして今後2年間の入札参加資格を失うということになっております。私どもとしましては、

当該事案の発生を真摯に受けとめまして、引き続きサービスの質の維持向上及び経費の削減に向けまして必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

詳細な内容につきましては、これから担当の石橋からご説明させていただきますので、どうぞ審議のほどよろしくお願いたします。

○石橋米流通調整官 米流通調整官の石橋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料3をごらんください。民間競争入札実施事業の政府所有米穀の販売等業務、これは平成26年度契約分の実施状況についてご説明申し上げます。

事業内容といたしましては、食糧法に基づき平成26年度に政府が改良を行った政府所有米穀、こういうものの販売、保管、運送といった一連の業務について業務委託をしているものでございます。

実施期間は平成26年7月1日から令和2年3月31日までの6年となっております。

受託事業者は住友商事株式会社、日通グループ、それと三菱商事株式会社の3者となっております。

契約金額につきましては、これは委託費の限度額となっております、各者約122億となっております。

受託事業者決定の経緯をご説明いたします。

まず、入札参加者6者でございました。この6者とも入札参加資格、これは満たすということを確認いたしました。その6者についていずれも予定価格の範囲内であったことから、特別会計に関する法律施行令に基づきまして入札価格の低い者から順次委託予定数量でございます60万トンに達するまで選定したものでございます。

2ページをごらんください。それで、確保されるべき質の達成状況及び評価についてということでご説明申し上げます。

我々実施要項におきまして「政府所有米穀の安全の確保等」及び「創意工夫の発揮」、この2つの事項を設定しているところでございます。これらの事項につきまして事業の指導、監督は行っております。このほか、実施状況に関する調査というものを行いまして、その結果、次のとおりということになってございます。

なお、実施状況につきましては、委託費の経理処理状況、事業の遂行状況、品質管理等の6項目ほど確認させていただいているところでございます。

(1)の①というところで、まずは政府所有米穀の安全の確保、これにつきましては、まず、いわゆる米トレーサビリティ法、この法律につきまして搬出、搬入等の記録、それ

から、安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化または適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録、こういったものを、これを記録して作成する必要がございまして、これを5年間保存しておくということでございますので、しっかりとこれは5年間保存されていることを確認してございます。

それから、受託事業体におきましては、政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めました「保管マニュアル」、こういうものを作成してございまして、これに関して全ての倉庫に備えつけまして統一的な管理を行っていただいているところでございます。

政府所有米穀のうち、外国産米穀につきましては、その販売に当たって販売前にカビ確認作業というものを行っております。確認とカビ毒検査も実施しましてこの実施後1カ月以内に販売を行っております。安全なものもしっかりと販売しているということでございます。

それから、これにつきましてちょっと一部業務仕様書と異なる運用というものが見受けられたところでございますが、これは直ちに改善を図っております、再発防止対策を講じているところでございます。

なお、令和元年度から、安全性に万全を期すという観点から、国産米、これにつきましても同様に確認作業を実施しているところでございます。

カビの確認作業量につきましては、民間競争入札の実施前と実施後を比較して調査しております。1日当たり27.5トンであったところ、実施後は1日当たり47.9トンと大幅に効率化が図られているところでございます。

流通不適米穀につきましては、カビ確認をやっている中で流通に不適といった米穀が発見されたところでございますが、発見された126件については農林水産省の不用決定を我々から出しまして廃棄計画を策定し、また、我々へ報告いただきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき確実に廃棄処理を行っていただいております。また、廃棄の完了につきましても当方に報告をいただいているところでございます。

それから、②適正な流通の確保、これに関しましては、3ページに入らせていただきますけど、一部業務仕様書に違反する事案、これは誤出庫ということで、出庫を間違っ出庫したことが発生してございます。これにつきましても速やかに善処策を図るとともに再発防止策を講じていただいております。

それから、下の真ん中の表でございまして、農林水産省の承認を受けた年間販売計画というものの、これに基づきまして加工用、飼料用等販売を行っているところでござい

す。ほぼこの下の表のとおり計画どおり販売が行われているということでございます。

それから、③でございます。備蓄の適正な運営の確保というところで、これは25万トンについて一定期間の備蓄後、飼料用等の非主食用として販売しているところでございます。

なお、これは備蓄米の非主食用への販売に当たっては、備蓄の水準が91から99万トンとなるようにこれは非常時に備えて備蓄水準が保たれているように行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。アからオというところがこれは大前提でございます。この大前提を踏まえ、この表の図の下のところからですが、特に備蓄米につきましては供給不足、不作等の供給が不足するような事態、これに備えて保管しておりますので、どうしても長期間の保管が必要となっております。長期の保管ということになりますと、かなり品質をしっかりと確認しなきゃいけないということでございまして、前述の「保管マニュアル」におきまして、穀温、それから、倉庫内の湿度、庫内湿度管理、それから、入庫時の品質確認、倉庫の点検整備、こういったものをしっかりやっただきながら、異常発見時の対応等を具体的に定めまして、これを適正に行っていただいております。そういうことをやることによって品質の保持に努めて備蓄米を安定的に保管・供給できる体制というものを整えているというところでございます。

それから、④でございます。法令違反の事案につきましてご報告いたします。

実は平成30年4月受託事業者から保管業務を委託されていた一部事業者におきまして鼠害等の被害を報告せずに、袋を詰めかえた上で、偽造した農産物検査印を押印した事案が発生いたしました。これにつきましては、この当該保管業務の再委託を受けた事業者が本年4月に農産物検査法等の違反により罰金刑になってございます。

これを受けて受託事業者とこの実際に罰金刑になりました保管業務の再委託先、これにつきましては全ての倉庫に対しまして第三者機関による抜き打ち検査を導入するというところ、そういう再発防止策を出していただきまして、実際にやっただきしております。その第三者機関の抜き打ち検査の結果、この罰金刑の事案以外につきましては保管管理が適正に実施されているということが確認されてございます。

これを受けて我々といたしましても令和元年度、今年度から国としても販売業務等に対する調査機関を、第三者機関に入っただきまして、抜き打ちの調査を試行的に導入することとしてございます。今後はこの調査の検証等を行いながら、しっかりとチェック体

制の強化に努めていく所存でございます。

それから、(2)に入っていきます。創意工夫の発揮でございます。業務の質の確保を図る上で各事業体ともいろいろなことをやっていただいております、主だったものをご報告いたします。

①につきましては、メーリングリスト等を活用してきめ細やかに情報を共有と。

それから、②につきましては、新たな担当者に向けてしっかりと講習会を実施していきます。

それから、③につきましては、DVD等を用いまして視覚的に目で見えすぐわかるようなことをしっかりと情報共有して対応してきたということでございます。

それから、3事業経費の状況と評価についてご説明申し上げます。5ページの下と6ページにかかってくるんですけど、これにつきまして農林水産省みずからやっていたころの経費と今の委託でやっております経費、これは直接比較、検討がなかなか難しいので、販売に係る1トン当たりの経費として比較させていただきました。それで、この5ページの下の3万5,157円と6ページの頭の2万7,178円、これを比較しますと、7,979円下がっております。

申しわけございません。5ページの最後の3行目ですけど、1トン当たり約1万1,000円の経費削減と書いておりますけれども、プリントミスでございます。1トン当たり約8,000円の経費が削減ということでご訂正をお願いいたします。

そういった経費削減を図られているというところでございまして、カビチェックの荷役費も相当、半額程度に21年度のころと比べますと経費削減が図られているということでございます。

それから、4番、全体的な評価ということでございます。これに関しましては、先ほどからも報告申し上げますとおり、一部不適切な事案が発生したものの、その後、改善がなされ、我々農林水産省が作成する仕様書及び受託事業体みずからが作成しております業務報告書に基づき適正に業務が行われているということでございます。事業の質も確保されているとともに経費についても削減ということで我々判断しているところでございます。

また、包括的に民間に委託したことに伴って、これは上の表のところでもありますけれども、これについては販売等業務に係る人件費が削減されたということでございます。

さらに、6ページから7ページに移っていただくんですが、保管経費とか運送経費とか、

あとは物品管理手数料とか、こういったこれまで最初は定額の単価でやっておりましたところ、より競争性を高めまして26年度からは保管経費、物品管理手数料、それから、28年度から運送経費、こういうものを入札の対象としまして追加いたしまして経費削減に取り組んでいるところでございます。

それから、最後に、今後の事業についてということでございますが、平成26年度契約分については関係法令に違反する事案の発生がございました。これを踏まえまして平成32年度契約分につきましては現行プロセスでの実施を通じて公共サービス改革法の趣旨に添いましてサービスの維持向上及び経費の削減を図らせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして総務省より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 資料C-1 評価（案）をご参照願います。

評価（案）につきましては現行プロセスに移行することが適当であると考えております。法令順守等において課題が認められ、改善が必要と考えられます。

2ページ目に参りまして、26年度契約に関しまして3つの法令違反等の事例が見られました。1つ目は、①、2点目のとおり、販売前のカビ確認作業時に仕様書と異なる運用が見られたところ、2つ目は②のとおり、誤出庫が生じたというところ、3つ目は、④のとおり、ネズミの被害等にもかかわらず、農産物検査印を偽造し、法令違反事案があったというところ。いずれも農林水産省より業務改善命令が出されたところです。

3ページの(3)の実施経費につきまして、トン当たり経費で26%の減となりました。

(4)の評価のまとめとしまして、法令違反等の不適正事案が生じたことから、改善を要すると考えております。

(5)今後の方針としまして、以上から法令順守等において課題が認められることから、次期事業は現行プロセスとして実施することが適当と考えております。また、新プロセスとして実施している平成29年度から令和元年度契約分についても現行プロセスとして実施することが適当と考えております。

以上です。

○井熊主査 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見・ご質問のある委員はご発言願います。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。ちょっと理解できないので、契約のやり方について質問しますが、いわゆる競争入札の結果、3者が受けたと。で、これをどうやって分けているか。例えば、保管で分けているとか、流通で分けているとか、または地域で分けているとか、どうやって分けているのかなというのがまず1点教えていただきたいということと、あと、法令違反等が3つぐらいありましたけど、これはいわゆる民間に委託する前にはなかったものなののでしょうか。よくあることなのか、たまにあることなのかわからないということでご質問いたします。

○石橋米流通調整官 はい。まず、3者の分担でございますけど、業務の質によって分けているということではございませんで、保管、運送、販売全部やっております。そういう意味では取扱量という形をおおむね三等分でやっておりますところでございます。

○関野副主査 地域が違うとか、そういうことはないんですか。

○石橋米流通調整官 地域も、はい、全国にまたがっております。

それから、法令違反等の関係なんですが、よくあるかと言われますと、誤出庫につきましては、そんなによくあることではございませんが、ヒューマンエラーといったところもございまして、そういうものはあると思います。

ただ、農検法違反、これに関しましては、過去こういう委託事業ではなくて全く別のところで農検法違反というものが訴追された、罰金刑とか、そういったことを受けたということは、あのときは罰金刑までいかなかったんですかね、起訴されたとかまでは聞いておりますが、販売等業務委託の関係でこういうことが起こったというのは、今回が初めてだと考えております。

○関野副主査 はい、ありがとうございます。今罰金刑に処されたところは再委託と書いてありますけど、これはいわゆる3者が受けて、また再委託するということは認めているというか、初めから想定されているということで、その業者が他の業者に再委託するということを農林水産省で認めているということでしょうか。

○小峰課長 販売等業務というのはまさに米を販売する業務ですので、大体商社だとか、そういったところが多いです。再委託したのは保管業務で、そうするとまた保管の業者がおりますので、そういったところに再委託するのを認めております。

○関野副主査 保管は認めていて、運送は……。

○小峰課長 はい、運送も認めている。

○関野副主査 認めていると。

○小峰課長 はい。それぞれの専門の業者がおりますので、全て商社が自分たちでできるかというところではできませんので、基本は販売等業務ですので、最後の販売になるところがメインで受けますけども、その間の保管、運送というものはそれぞれの専門業者に再委託する仕組みになっています。

○関野副主査 その法令違反のあった業者さんが今度は入札できないことになるんですけど、その商社が入札できないんじゃないかと、再委託の業者が商社から委託されなくなるということなんですか。

○小峰課長 今回の事例はちょっと複雑でございまして、実際の受けた商社だけではなくて、販売等業務を受託している業者の自分で管理した倉庫だったものですから、その業者は参加できなくなるということですね。純粹に再委託をされていた保管業者が起こったことでしたら、そこだけが受けなくなるということなんですけど、今回やった人たちはこっちも一緒にやっている人たちだったので、対象外になります。

○関野副主査 今度、普通のプロセスに戻るんですけども、次回やるときでも複数、かなりの応札者がありますけれど、それは3者に決めているとか、5者にするとか、そういう予定はないんですか。今ずっと3者ですけど。

○小峰課長 はい。今まで3者でやらせていただいていますけど、実際にこれ26年ですけど、このころはまだ6者とか応札あったんですけども、昨今だんだん減ってきておりまして、複数者を確保するのがなかなか難しくなっている状況になります。

ただ、取り扱い数量がやっぱり大きいものですから、じゃあ、それを1者だとか、2者だとかに減らせるかというとなかなかない。それから、やっぱり競争原理というのを維持していかなきゃいけないと思っていますので、複数の落札者ということで考えてはおります。そこは方針を変える予定は今のところありません。

○関野副主査 はい、ありがとうございました。

○井熊主査 これは幾つか法令違反等があったという中で一番この重いのは農産物検査法に違反したものが重大であるということでもありますよね。それで、5ページのところに第三者機関による抜き打ち検査という文章があるんですが、この文を読むと、このやった事業体が第三者に抜き打ち検査を、この事業体が委託したのかということと、あと、いろん

な幾つかの契約が並行して走っていますよね。幾つかの業者がやっているわけで、そういうわけでどの範囲でやったのかというのを、その2点を教えていただけますか。

○小峰課長 再委託したのはまさにその当該業者になります。ただ、第三者に頼む段階では我々もちろん中身をチェックさせていただいていますので、完全にお手盛りの中でやったということではなく、我々もそこは確認しておるということと、今ご案内のとおり、その毎年3者おりますので、それは年度を超えて複数持っております。そこに関してはこの違反を犯した業者が持っている契約全てに対してチェックをさせたということになっています。

○井熊主査 ほかの業者はやっていない？

○小峰課長 ええ。で、ほかの業者につきましては、この仕組みを我々も今後導入して強化していこうと思っていますので、今年度別途我々で予算措置をいたしまして、同じように彼らが入らなかったほかの業者の部分については我々で予算的な手当ををしまして第三者機関のチェックを入れていきたいというふうに今、まさに入札をやっている最中でございまして。

○井熊主査 それは今回これからの公募の条件の中に農水省として第三者機関を用意するという形で対応するということ。

○小峰課長 そこはまだ正直はっきり決まっておりません。で、昨年こういう契約上の問題を起こしたものですから、まず、その当年度につきましては彼らの自己負担でやらせたと。それと並行して今年度の予算の要求をさせていただいた上で、残りの業者を含めて今やっています。今後もこういった形で進めていくということで、今来年度の予算要求はそういうふうに考えてはいるんですけども、将来にわたってこの方法がいいかどうかというのはもう少し検証が必要かなと。その第三者機関というもので、我々がやっている、国がやる業務もあるものですから、そことの関連性も含めてどういうものがいかに効率性と第三者性、客観性を踏まえた上でできるのかというのは検証していきたいと思っています。

○井熊主査 今回、この重大な法令違反を犯した業者については先ほど十分正確に聞けなかったんですが、指名停止みたいになるんですか。

○小峰課長 そうです。参加資格を失うということになりますので、指名競争入札じゃないので、指名停止にはなりませんけども、同等の措置だと思います。

○井熊主査 わかりました。そうすると、先ほどお話があったとおり、だんだん競争性も減っていて、それで、一部の業者さんが公募に入れないと、それで、かつ第三者機関によ

るチェックという厳しい形になるということになると、競争環境というか、それを確保するのが一層難しくなるので、その業務の規律を高めるということと競争性を維持するということの両立ということが少し難しい面が出てくるかなと思いますので、その辺はぜひ工夫をしていただきたいなというふうに思いますね。

○小峰課長 まさにおっしゃるとおりだと思っております。

○井熊主査 はい。ほかございますか。

○関野副主査 創意工夫のところで、例えば、三菱商事がみずから保管倉庫のDVDをつくったと書いてありますけど、それをほかの商社とか、日通グループとかに共有するというか、そういうことは認められていないんですか。

○齊官課長補佐 はい。私からお答えさせていただきますけれども、受託事業体がつくったそういった啓発物につきましては、その委託先の倉庫の担当者に見せるわけですが、委託先の倉庫は複数の事業体の物品を預かっている場合もありますので、そこは必ずしもうちのものだけではなくて、幅広に見られるケースはあります。ただ、単独の倉庫のところにつきましては、そのものだけになる可能性はありますけれども、複数の物品を入れているところは共有担当者が見ているということになります。

○関野副主査 多分DVDの所有権はもちろん三菱商事にあるんでしょうけども、共有してもいいですよとか、そういう許可を持っているというか。

○齊官課長補佐 そうですね、我々からいいですよという許可を与えることはないんですけれども、現場サイドでは活用されているんじゃないかなとは思いますが。

○石橋米流通調整官 今後そういったところも検討して、できればみんなで見たほうがいいかなと思いますので、商事さんと話をしてご理解いただきながら共有で検討していきたいと思っております。

○関野副主査 できるだけそのほうがよろしいかと思えます。

○井熊主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価に関する審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何かご指摘事項ありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 はい。それでは、先ほど申しましたとおり、事業の規律と競争環境の維持ということで難しいことがありますけれども、ぜひその辺を改善した形で次に図っていただきたいと思えます。

それでは、本事業につきましては、現行プロセスとして継続をするということと、それから、既に新プロセスとして入札を実施している平成29年から令和元年の契約分についても現行プロセスとして評価を行うことにしたいというふうに思います。ぜひ改善を図っていただければと思います。

事務局におかれましては、このような方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。よろしく申し上げます。

では、本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省 退室)

— 了 —